

平成25年松茂町議会第3回定例会会議録

第3日目（9月19日）

○出席議員

- 1 番 立 井 武 雄
- 2 番 佐 藤 道 昭
- 3 番 原 田 幹 夫
- 4 番 一 森 敬 司
- 5 番 佐 藤 富 男
- 6 番 池 添 英 明
- 7 番 一 森 康 雄
- 8 番 吉 崎 民 二
- 9 番 新 保 勲
- 10番 春 藤 康 雄
- 11番 森 谷 靖
- 12番 藤 枝 善 則

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	三居正雄
民生参事	米田利彦
教育次長	小倉宝積
総務課長	吉成均
企画財政課長	森一美
税務課長	大迫浩昭
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	吉崎英雄
産業環境課長	井上雅史
建設課長	古川和之
下水道課長	南東稔
水道課長	小坂宜弘
学校教育課長	浜村文次
社会教育課長	原田賢

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田英雄
議会事務局係長	入口三恵子

平成25年松茂町議会第3回定例会会議録

平成25年9月19日（第3日目）

○議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第43号 松茂町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第44号 松茂町子ども・子育て会議条例
- 日程第3 議案第45号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第46号 松茂町豊久排水施設の管理費の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第47号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第48号 平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第49号 平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第50号 平成25年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第51号 平成25年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第52号 平成25年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第53号 平成25年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 認定第1号 平成24年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 認定第2号 平成24年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 認定第3号 平成24年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 認定第4号 平成24年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 認定第5号 平成24年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 認定第6号 平成24年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定

- 日程第18 認定第 7号 平成24年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 認定第 8号 平成24年度松茂町水道特別会計決算認定
- 日程第20 発議第 4号 道州制導入に断固反対する意見書
- 日程第21 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第22 松茂町上水道事業浄水場更新工事について

平成25年松茂町議会第3回定例会会議録

第3日目（9月19日）

午後1時30分再開

○議会事務局長【吉田英雄君】　ただいまから平成25年松茂町議会第3回定例会の再開をお願いいたします。

　まず初めに、藤枝議長からごあいさつがございます。

○議長【藤枝善則君】　皆さん、こんにちは。先日は、台風が日本列島を駆けめぐりまして非常に大きな災害が出ておりますが、それ以後、秋晴れが続いて、ようやくと本来の季節に戻ったかなという感じがしております。そして、今日は、吉田新副町長が初めての本会議に出席ということでございまして、ご就任、おめでとうございます。と同時に、これからは議会に対してよろしくお願いしたらと思います。

　そして、今日は、皆さん、全員おそろいでございます。喜ばしいことでございます。本日は、最終日となっておりますが、最後まで慎重審議をお願い申し上げましてごあいさつといたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

　直ちに本日の会議を開きます。

○議長【藤枝善則君】　これから本日の日程に入ります。

　議事日程第3号は、お手元に印刷配付のとおりであります。

　まず、日程第1、議案第43号「松茂町防災会議条例の一部を改正する条例」から、日程第11、議案第53号「平成25年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第1号）」までを一括議題といたします。

　各常任委員長の報告を求めます。

　まず初めに、原田総務常任委員長から報告を求めます。

　原田総務常任委員長。

○総務常任委員長【原田幹夫君】　それでは、議長の許可が出ましたので、総務常任委員会の報告を申し上げます。

平成25年第3回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第43号、及び第47号（所管分）の議案2件でございました。去る9月11日、当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容と質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

議案第43号、松茂町防災会議条例の一部を改正する条例については、議案書の7ページからになります。議案参考資料は9ページから10ページをご覧ください。

まず、松茂町防災会議条例の一部を改正する条例について、本町の防災会議は、地域防災計画の作成や実施を推進のほか、防災に関する重要事項の審議を行う諮問的機関として機能を有しております。このたびの改正については、多様な主体の参加を図るため、指定地方行政機関の職員を追加するほか、委員定数を20名から30名に引き上げる必要な事項を整理するものであります。委員構成において、新たに国の機関の職員や松茂町に關係する指定地方公共機関の職員を追加するとともに、町長が防災上必要と認める者を委員に任命できることといたしました。

この件に関して次のような質疑がありました。

「防災会議委員となるのはどういった国の機関なのでしょう」という質疑があり、「国土交通省の道路関係・河川関係、大阪航空局、地方气象台、海上保安部などです」という答弁がありました。

続いて、「今回の改正は松茂町独自のものなのでしょうか。国からの指示なのでしょうか。また、板野郡の他町とは条例内容について足並みがそろっていますか」という質疑があり、「災害対策復旧法に基づき防災会議は設置することになっています。その中の委員については町の実情に応じた委員を選任するため、防災会議条例は各町でばらつきがあると認識しています。また、防災会議のあり方については、県の指示等も聞き共通理解を深めておきたいと考えています」という答弁がありました。

続いて、「防災会議の委員には費用弁償を支払うのですか」という質疑があり、「松茂町の地域防災計画をつくるための充て職で、条例委員には該当せず支払いはいたしません」という答弁がありました。

次に、議案第47号、平成25年度一般会計補正予算（第2号）（所管分）については、議案書の12ページからとなります。

既定の歳入歳出予算の総額に1,295万5千円を追加し、補正後の総額を51

億5,798万5千円とするものであります。

歳入の説明をいたします。

歳入において、16ページの総務費県委託金の6万2千円の増額補正は交付決定によるものであります。不動産売払収入の332万3千円の増額補正は、徳島空港線の西延伸事業に伴い、町が保有する北部学習等供用施設の敷地がかかり売却したものです。生活環境整備基金繰入金の1,500万円は、財源調整のため減額補正したものです。繰越金の1,282万8千円の増額補正は、24年度決算が確定したものです。

歳出の説明をいたします。

職員の人事異動に伴う人件費の補正については、説明は省略させていただきます。

歳出において、18ページの一般管理費20万円の増額補正であります。これは、平成25年6月7日に地域自主性及び自立性を高める関係法令、いわゆる地方分権一括法の74法律が今回一括改正されたことに伴い、本町に関係したものである行政手続を支援する事務委託料を計上したものです。統計調査費では6万2千円の増額補正で統計調査費の経費の配分を行ったものです。

以上で当委員会に付託されました案件につきまして私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長【藤枝善則君】 ただいま原田総務常任委員長の委員長報告が終わりました。

総務常任委員会に付託いたしました議案第43号及び議案第47号（所管分）の議案2件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 次に、春藤産業建設常任副委員長から報告を求めます。

春藤産業建設常任副委員長。

○産業建設常任副委員長【春藤康雄君】 おはようございます。では、続きまして、産業建設常任委員会のご報告をさせていただきます。

平成25年第3回定例会におきまして当委員会に付託をされました案件は、議案第46

号及び議案第47号（所管分）、議案第51号から議案第53号までの議案5件でございました。去る9月11日に当委員会を開催し慎重に審査をいたしました結果、いずれも原案のとおり可決、決定をいただきました。

以上が、当委員会における結果の報告でございますが、なお、審査内容についての質疑、回答の主なものについて簡潔に申し上げさせていただきます。

議案第46号、松茂町豊久排水施設の管理費の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例については、議案書の11ページをご覧ください。

現在ある豊久排水施設については、昭和50年10月に当時の徳島県開発事業団が松茂町工業団地を造成した際、団地内とその周辺の排水を目的に設置をしたものを松茂町に施設移管されたものでございます。その後、昭和58年に徳島飛行場整備事業の関連事業として排水施設が増設をされ現在に至っております。当時、施設が移管されたのを機に、松茂町では分担金徴収条例を制定いたしました。その内容については、豊久排水機場の管理の費用に充てるための分担金を徴収するというものでございます。分担金の総額は、前年度当該施設の管理に要した費用としまして、区域内の土地所有者から土地の面積に応じて賦課するというものであります。賦課対象といたしました区域は、豊久全域、また、満穂全域、また、福有開拓の一部、そして、豊岡開拓全域及び海上自衛隊基地の用地のうち、和西裏排水区域を除くというものでございました。当時、分担金をいただいたのは、海上自衛隊徳島教育航空群と企業の5社でございました。その後、工業団地内の企業が増えるに従い、24年度は自衛隊と企業23社となり、その金額も管理費の増によりまして709万9千円となっております。満穂にある企業について、一般住宅や他の企業と混在をしており、受益者として特定の企業にご負担をいただくのを見直したく、今回、条例の一部を改正するものでございます。

この件に関しましては、次のような質疑がございました。

「豊久排水機場の管理費用とは、どんな費用を徴収をしているのか。また、毎年の負担額はどのくらいになっているのか」という質疑があり、「約3千万円の管理費と修繕費に要する費用の一部で、毎年700万円余りを各受益者からご負担をいただいております」というご答弁がございました。

次に、議案第47号、平成25年度松茂町一般会計補正予算（第2号）（所管分）につきましては、議案書の12ページからとなっております。

歳入の説明をさせていただきます。

歳入において、16ページの衛生使用料で68万9千円を増額補正するものでございます。これは、豊久墓地の返還要望が3区画ございまして、返還手続が終了した後に募集をかけるものでございます。17ページの雑入において1,105万3千円のうち460万7千円は、公共下水道及び農業集落排水特別会計の24年度の決算により一般会計に返納されるものでございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

職員の人事異動に伴う人件費の補正についての説明は省略させていただきたいと思いません。

歳出において、19ページの清掃総務費34万4千円を増額補正は、豊久墓地の3区間分の返還金でございます。じん芥処理費で14万7千円を増額補正は、生ごみ処理機5台分の購入補助であります。美しいまちづくり事業費では160万円の増額補正であります。これは、ふれあいきゅうない公園の水中観察用ゲージの窓ガラスが破損し危険なことから、緊急修繕工事を行うものでございます。20ページの農地費について457万円の増額補正は、平成24年度に実施した町内の排水対策検討委託業務の結果に基づきまして、中喜来、北川向地区の排水対策事業の実施設計とボーリング調査の費用を追加計上するものでございます。水産振興費といたしまして140万円の増額補正であります。これは、県が地震・津波対策事業として長原漁港施設等の機能診断を行うための地元負担として14%分を支出いたすものでございます。

この件に関しましては、次のような質疑がございました。

「ふれあいきゅうない公園の利用者はどのくらいあるのか。また、窓ガラスはどのように修復をするのか」という質疑がございました。「向喜来緑地公園と一体化した公園となっており、子どもが釣りをしたり、また、木製の遊歩道を住民が散歩をしたりしております。水中観察用のゲージにある窓ガラスは修復せず、ゲージは埋め立てることにしております」というご答弁がございました。

次に、議案第51号、平成25年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）については、議案書の38ページからでございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ313万1千円を追加し、補正後の予算の総額を1,446万6千円とするものでございます。

歳入において、40ページの繰越金で313万1千円を増額補正は、24年度の当会計の決算によるものでございます。

歳出におきまして、長原渡船管理費の17万1千円は需用費に充て、また、予備費の296万円は補正予算の残額を計上するものでございます。

これには、質疑はなく、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第52号、平成25年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）につきましては、議案書の41ページからでございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ77万1千円を追加し、補正後の予算の総額を1億528万8千円とするものであります。

歳入においては77万1千円の増額補正でございます。24年度の決算で繰越金が確定したことに伴いまして歳入に受け入れるものでございます。

歳出においては、返還金で歳入と同額の77万1千円の増額補正であります。歳入で受け入れた前年度繰越金を一般会計に返還するものでございます。8月末日現在の接続状況について申し上げます。長岸地区46戸、93.9%、中喜来地区においては124戸で62.9%、北川向地区において129戸、71.3%。3地区の合計が299戸で70.0%となっております。今年度は、北川向地区で新規の接続が2戸ございました。

これに関する質疑はなく、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第53号、平成25年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、議案書の44ページからでございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ383万6千円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ5億3,455万7千円とするものであります。

歳入では、繰越金で383万6千円の増額補正であります。24年度の決算で繰越金が確定したことに伴いまして歳入に受け入れるものでございます。

歳出については、返還金383万6千円の増額補正であります。歳入で受け入れた前年度繰越金を一般会計に返還するものでございます。8月末日の接続状況につきましては、公共汚水ます設置戸数1,025戸に対しまして接続完了戸数が523戸で約51.0%の接続でございます。

これについての質疑はなく、原案のとおり可決、決定をいたしました。

以上をもちまして、私の委員会に付託されました案件につきまして、私の報告は終わりますが、議員各位におかれましては、どうぞ、委員会の決定に対しましてご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長【藤枝善則君】　ただいま春藤産業建設常任副委員長の委員長報告が終わりまし

た。

産業建設常任委員会に付託いたしました議案第46号及び議案第47号（所管分）、議案第51号から議案第53号までの議案5件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 次に、佐藤富男教育民生常任委員長から報告を求めます。

佐藤富男教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長【佐藤富男君】 それでは、議長のお許しが出ましたので、教育民生常任委員会のご報告を申し上げます。

平成25年第3回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第44号及び議案第45号、議案第47号（所管分）から議案第50号の議案6件でございました。

去る9月11日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、議案第44号、松茂町子ども・子育て会議条例については、議案書の8ページからとなります。

今回の条例制定につきましては、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、町の合議制の機関として松茂町子ども・子育て会議を条例で定めるというものであります。この松茂町子ども・子育て会議は、平成27年4月に施行予定である子ども・子育て支援制度に関する事業計画の策定や進捗管理などについて、保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者などの意見を聴くための会議であり、本町の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施していくことを目的としたものであります。平成25年度には、この会議を設置し、会議では、子育てに関してどのような支援が必要かなど、保護者へのニーズ調査の内容及び結果について審議をしていただきます。平成26年度には、ニーズ調査を踏まえて松茂町が5年計画として策定する松茂町子ども・子育て支援事業計画に関する事項等を調査、審議し町に提言いただくこととなります。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「子ども・子育て支援法とはどのような法律なのですか」という質疑があり、「このほかに法律があり、子ども・子育て関連3法のうちの1つであります。待機児童の解消を図るために制定された法律です」という答弁がありました。

続いて、「子ども・子育て会議の委員にはどのような方を予定していますか」という質疑があり、「子どもの保護者、子ども・子育て事業従事者、学識経験者、事業主の代表、労働者の代表、市町村長等などで、選任はバランスよく行う予定です」という答弁がありました。

関連して、「労働者の代表とはどのような方を言うのですか」という質疑があり、「大きな会社だと事業所内で保育園を持っているところがあります。そのようなところの方を委員に入ってもらおう予定にしています」という答弁がありました。

続いて、「松茂町に子ども・子育て会議を組織する必要性はどこにあるのですか」という質疑があり、「子ども・子育て支援制度が平成27年度からスタートする予定です。これに対処するためこのような会議をつくり支援準備を進めています。また、国では、今よりも質の高い保育、幼稚園教育を目指して施策を検討しています」という答弁がありました。

続いて、「この条例を公布すれば少子化対策の一助になるのですか」という質疑があり、「子どもを保育しやすい環境を整えるのがこの条例の趣旨です」という答弁がありました。

次に、議案第45号、松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、議案書の10ページからとなります。

松茂町子ども・子育て会議は、地方自治法第138条の4に規定する町の附属機関であり、同法第203条の2の規定により報酬を支給することとなっております。この改正については、報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について定めるものであります。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「費用弁償で日額6千円というのはどこに根拠があるのですか」という質疑があり、「町の報酬及び費用弁償支給条例に準じて決定しております」という答弁がありました。

次に、議案第47号、平成25年度松茂町一般会計補正予算（第2号）（所管分）については、議案書の12ページからとなります。民生所管分から説明をいたします。

歳入において、17ページの雑入では、説明欄のうち介護保険特別会計繰越金返納金及び後期高齢者医療特別会計繰越金返納金が所管分で、これは、24年度の精算により余剰

金を返納するものです。

歳出の説明をいたします。

職員の人事異動に伴う人件費の補正については、説明は省略させていただきます。

歳出において、18ページの児童福祉総務費で24万円の増額補正であります。これは、子ども・子育て会議の委員10名分で年間4回の会議を開催する費用であります。19ページの老人保健費で3千円の増額補正は、診療報酬に返還金が生じたものです。予防費の8万9千円の増額補正は、節目年齢の子宮がん、乳がん及び大腸がん検診の推進事業補助金の精算によるものです。

教育委員会所管分を説明いたします。歳入はなく、歳出の説明をいたします。

職員の人事異動に伴う人件費の補正について、説明を省略させていただきます。

21ページの小学校管理費で430万円の増額補正であります。これは、老朽化に伴い松茂小学校南校舎の出入り口玄関ドアの取りかえ補修、及び東側の児童生徒出入り口ドアの補修を行うほか、屋上の高架タンクの送水ポンプを取りかえるものであります。

この件に関しまして、次のような質疑がありました。

「子ども・子育て会議の委員は20名を予定しています。委員報酬を支払う予算は10名分を計上しているが、その他の10名の方は報酬を支払わないのでしょうか」という質疑があり、「その他の委員10名は町関係の職員などを予定しており、報酬を支払う対象となっておりません」という答弁がありました。

次に、議案第48号、平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、議案書の25ページからであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ814万7千円を追加し、補正後の予算の総額を15億4,782万2千円とするものであります。

歳入では、療養給付費等負担金で47万3千円を増額補正するものであります。これは、24年度の療養給付費の確定により国庫負担金の追加交付を受けるものです。前期高齢者交付金では721万円の増額補正であります。23年度の精算及び25年度の概算額により増額するものです。特定健康診査等負担金では9万9千円の増額補正であります。24年度の精算による県の追加負担分です。繰越金で36万5千円の増額補正は、今回の補正の財源に充当するものです。

歳出においては、歳入の補正により、一般療養給付費で財源内訳の変更を行うものです。後期高齢者支援金で794万8千円の増額補正、前期高齢者納付金で15万9千円の減額

補正、介護納付金で37万円の減額補正は、23年度の精算及び25年度の概算見込みです。償還金で72万8千円の増額補正は、24年度分の精算による超過交付分の返還であります。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、議案書の31ページからであります。

既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ475万4千円を追加し、補正後の予算の総額を9億3,082万9千円とするものであります。

歳入では、介護給付費国庫負担金で41万7千円、介護給付費県負担金で7万1千円、介護給付費交付金で74万2千円の増額補正を行うものです。これは、過年度分の精算により追加交付分を補正するものです。繰越金352万4千円は、今回の補正の財源として充当するものです。

歳出では、償還金475万4千円の増額補正であります。24年度分の超過交付分の返還金であります。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、平成25年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、議案書35ページからであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万4千円を追加し、補正後の予算の総額を1億5,513万1千円とするものです。

歳入では、平成24年度決算により繰越金が確定したことに伴い一般会計へ返還するため、歳入の前年度繰越金で253万4千円の増額補正をし、歳出の一般会計繰入金返還金で同額の増額補正を行うものです。

これに関しては次のような意見がありました。

「後期高齢者医療保険はたくさんの年金生活者が加入しているが、医療保険料の支払いにご苦労も多いようである。できるだけ納付がしやすくなるよう、納付方法などを見直す取り組みをしていただきたい」という意見があり、「後期高齢者医療保険料は、県下24市町村による広域連合が決定しています。納付の形態については、年金天引きや口座振替、それから、納付書による支払いがあります。納付の困難な被保険者には分納誓約を行ってもらった後、1回当たりの納付金額を下げるとともに、納付の回数をふやした納付書を発行しています」という答弁がありました。

このほか、教育委員会から教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を議会に提出したとの説明を受けました。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして私の報告は終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いいたします。

これで報告を終わります。

○議長【藤枝善則君】　ただいま佐藤富男教育民生常任委員長の委員長報告が終わりました。

議案第44号及び議案第45号、議案第47号（所管分）から議案第50号までの議案6件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　これから討論に入ります。

議案第43号「松茂町防災会議条例の一部を改正する条例」から、議案第53号「平成25年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第1号）」までを一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　採決いたします。

議案第43号「松茂町防災会議条例の一部を改正する条例」から、議案第53号「平成25年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第1号）」までを一括して採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

各議案に対する各委員長の報告は、いずれも各常任委員会において原案可決であります。

各委員長報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長【藤枝善則君】 ありがとうございます。起立多数です。

よって、議案第43号「松茂町防災会議条例の一部を改正する条例」から、議案第53号「平成25年度松茂町公共下水道特別会計補正予算(第1号)」までの議案11件は、原案のとおり可決されました。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第12、認定第1号「平成24年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定」から、日程第19、認定第8号「平成24年度松茂町水道特別会計決算認定」までの認定8件を一括議題といたします。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから採決いたします。

認定第1号「平成24年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定」から、認定第8号「平成24年度松茂町水道特別会計決算認定」までの認定8件について一括採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

認定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長【藤枝善則君】 ありがとうございます。起立多数です。

よって、認定第1号「平成24年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定」から、認定第8

号「平成24年度松茂町水道特別会計決算認定」までの認定8件は認定されました。ありがとうございました。

○議長【藤枝善則君】　　続きまして、日程第20、発議第4号「道州制導入に断固反対する意見書」を議題といたします。

提出者であります原田議員から発言を求められておりますので、これを許します。

原田議員。

○3番【原田幹夫君】　　議長の許可がありましたので、議案を提出させていただきます。

発議第4号、道州制導入に断固反対する意見書について、別紙のとおり、松茂町議会、会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年9月19日、提出者、原田幹夫。賛成者、新保勲、一森敬司。

以上であります。

発議提案に当たり、簡潔に提案理由を説明いたします。

去る平成25年8月26日付の公文書において、徳島県町村議会議長会会長、大西一司会長から、道州制導入に反対する意見書の提出依頼がありました。町村議会議長会全国大会や都道府県会長会では、道州制に関し、絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府、国会に対しこれまで要請してきたところであります。については、全国の各町村議会から道州制導入反対に向け、統一して足並みをそろえて活動していく上から、道州制導入に反対する意見書の提出について発議提案するものであります。

なお、詳細説明については、意見書案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

道州制導入に絶対反対する意見書案。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長会全国大会において、その総意により、「住民自治の促進に逆行する道州制を行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論のないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、与党の一部においては、既に「道州制への移行のために改革基本法案」を第183国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっていることな

ど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後、国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくするおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治の衰退をしてしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々松茂町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

議員各位におかれましては、この趣旨を十分ご理解いただき、本意見書にご賛同賜るようお願い申し上げます、私の提案の説明を終わります。

○議長【藤枝善則君】 以上で原田議員の発議の提案説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

春藤議員。

○10番【春藤康雄君】 この名称は一体、何ぞ、これ。提案するんは議員であって松茂町議会じゃないの、議長。何をもって、だれの名義でやるんぞ、これ。

○議長【藤枝善則君】 ちょっと休憩します。

午後2時18分小休

午後2時18分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　これから討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

発議第4号「道州制導入に断固反対する意見書」について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長【藤枝善則君】　ありがとうございます。起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長【藤枝善則君】　続きまして、日程第21、「委員会の閉会中の継続調査について」であります。総務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長、広報特別委員長及び地震・津波対策特別委員長から、お手元にお配りしてありますとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】　異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査につきましては、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】　続きまして、日程第22、「松茂町上水道事業浄水場更新工事」について報告を求めます。

小坂水道課長。

○水道課長【小坂宜弘君】 それでは、上水道事業の浄水場更新工事につきまして、先般、入札を執行いたしましたので、結果をご報告いたします。

通常、一般会計等におきましては、5千万円以上の工事請負契約を締結する場合、議会の議決が必要となりますが、水道特別会計におきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定につきましては、地方公営企業法第40条の規定により適用除外であり議会の議決は必要とされておりませんので、報告とさせていただきます。

契約の内容は、次のとおりでございます。

契約の目的、松茂町上水道事業浄水場更新工事。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、3億1,374万円。契約の相手方、香川県高松市塩上町2丁目8番19号。戸田建設株式会社、四国支店。支店長、北村雅彰というものでございます。

この工事の入札につきましては、指名競争入札により執行するため10社を指名いたしました。指名いたしました業者を順序不同にて申し上げます。大成建設株式会社、三井住友建設株式会社、東洋建設株式会社、大豊建設株式会社、飛鳥建設株式会社、株式会社大林組、清水建設株式会社、戸田建設株式会社、株式会社奥村組、鹿島建設株式会社でございます。

このうち、入札辞退届けが、大林組、奥村組、大成建設、大豊建設、鹿島建設、東洋建設、清水建設の7社から事前に提出をされました。辞退の理由につきましては、各社、本工事に必要な資格を有する技術者が東日本大震災の復旧事業に多く携わっておりまして技術者の適正な配置が困難であるためというものでございます。

以上の7社を除く3社で、去る9月17日に入札を執行いたしました結果、戸田建設株式会社が落札し、同社とは9月20日に契約の予定でございます。

この工事の工期につきましては、平成25年9月20日から平成27年2月28日と設定しており、設計金額は3億3,412万1,550円。契約金額が3億1,374万円です。請負比率は93.9%となっております。

なお、当工事の設計を担当いたしました業者は、中日本建設コンサルタント株式会社でございます。

工事の概要につきましては、4系統あります浄水設備のうち、老朽化した2つの系統を、耐震化を含め、防衛省の補助を受け更新するものでございます。今回契約いたします工事

は、第1期工事として、沈殿池の下部建屋2棟の建築や、ろ過器の基礎工事等でコンクリート構造が主となります。また、第2期工事として、平成27年度に発注を予定しております浄水設備本体の機器類の設置が主となる工事は、今回の契約には含まれておりません。

なお、詳細につきましては、前回、6月議会の全員協議会で本工事について説明いたしました際、資料を添付しておりますので、ご覧いただけたらと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長【藤枝善則君】　これで報告を終わります。

○議長【藤枝善則君】　以上で、本定例会に提出されました議案等すべて審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、平成25年松茂町議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】　異議なしと認めます。

以上で平成25年松茂町議会第3回定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後2時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 藤 枝 善 則

署名議員 佐 藤 富 男

署名議員 池 添 英 明